

高知市営住宅等の目的外使用に関する要領を次のように定める。

平成26年9月1日

高知市長 岡 崎 誠 也

高知市営住宅等の目的外使用に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、災害等が発生し、若しくはその恐れがある場合、DV被害、犯罪被害、一時避難又は地域対応活用する場合において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項（行政財産の目的外使用許可）、高知市財産条例（昭和39年条例第13号）及び高知市公有財産規則（昭和41年規則第1号）の規定に定めるもののほか、一時的な市営住宅等の使用を許可することについて、必要なことを定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害等 地震、土砂災害、暴風雨、洪水その他異常な自然災害のほか火災、火災による水損等をいう。
- (2) DV被害 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第28条の2に規定する関係にある相手から暴力を受けた場合であって、次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の一時保護、同法第5条の女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していないこと。
 - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2の規定により裁判所がした命令の効力を生じた日から起算して5年を経過していないこと。
 - ウ 「配偶者からの暴力被害者の公営住宅への入居について」（国住総第191号）の定めるところにより、女性相談支援センターによる「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」が発行されていることその他これに類する証明書等を配偶者暴力防止等法第1条第2項に規定する被害者の支援等を行う行政機関又は関係団体から発行されていること。
- (3) 犯罪被害 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等（第2条第1項第2号に掲げる者を除く。）で、ア又はイのいずれかに該当することをいう。
 - ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（イにおいて「犯罪等」という。）により収入が減少し、生計を維持することが困難となったと認められること。
 - イ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められること。
- (4) 一時避難 一時的に海外から日本へ避難することであって、当該避難について国への確認ができたものをいう。
- (5) 地域対応活用 市営住宅等の本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域の

実用に対応した弾力的な活用をいう。

- (6) 被災者等 高知市において、災害等が発生し、若しくはその恐れがある場合又はDV被害、犯罪被害若しくは一時避難をする場合にあっては、市からの避難指示等に基づく避難を行う者又は住宅に継続して居住することが困難であると市長が判断した者をいい、地域対応活用をする場合にあっては、地域対応活用のため、入居が必要であると市長が認めた者をいう。
- (7) 市営住宅等 市が管理する公営住宅、改良住宅及び共同施設をいう。
- (8) 一時使用 災害等が発生し、若しくはその恐れがある場合若しくはDV被害、犯罪被害若しくは一時避難をする場合の緊急避難又は地域対応活用として市営住宅等を期間限定して使用することをいう。
- (9) ペット 犬や猫等で近隣住民に騒音、臭い、アレルギー等の迷惑を及ぼす恐れのあるものをいう。
- (10) 共益費等 高知市営住宅条例（平成9年条例第32号。以下「条例」という。）第25条の規定に相当する額のことをいう。

（一時使用の許可条件）

第3条 市長は、市営住宅等に公募による入居に支障がない適当な空き家があり、かつ、被災者等が次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り、市の指定する空き家住宅の一時使用を許可することができる。ただし、国又は他の地方公共団体からの要請により、被災者等に対し一時使用の許可をしようとする場合は、これらの要件を具備することを要しない。

- (1) 被災者等が、次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア又はイに掲げる者であること。

ア 高知市内の現に居住していた住宅において災害等が発生し、若しくはその恐れがある場合（故意又は重大な過失による場合を除く。）又はDV被害、犯罪被害若しくは一時避難により居住が困難になった場合 居住していた物件以外の住宅（特に住めない理由がある場合を除く。）を所有していない者

イ 地域対応活用により入居する場合 現に住宅に困窮していることが明らかな者

- (2) ペットの飼育を行わない者であること。
- (3) 入居者（名義人）及び同居者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

（一時使用の許可申請）

第4条 一時使用の許可を受けようとする被災者等は、行政財産使用許可（更新）申請書（高知市公有財産規則第18条に規定する様式第4号をいう。以下同じ。）及び市営住宅使用料等減免（徴収猶予）申請書（高知市営住宅条例施行規則（平成9年規則第86号。以下「規則」という。）第15条に規定する様式第17号をいう。）に次の必要書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、国又は他の地方公共団体からの要請により、被災者等に対し一時使用の許可をしようとする場合は、市長は必要書類の添付を免除することができる。

- (1) 本人確認ができる書類（住民票、健康保険証又は自動車運転免許証その他官公署が発行した証書等の写し）
- (2) 申出書（様式第1号又は第1号の2）

- (3) 誓約書（様式第2号）
- (4) 被災の証明書（申請時に原本を提示する場合にあっては、その写し。災害等の場合に限る。）
- (5) 高知市営住宅目的外使用申込理由書（犯罪被害者等）（様式第3号）（犯罪被害の場合に限る。）
- (6) 犯罪被害者等確認票（様式第4号）（犯罪被害の場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類
（審査及びあつせん）

第5条 市長は、申請書類が提出された場合は速やかに審査し、使用を許可する場合は行政財産使用許可書を交付し、公募事務等に支障のない範囲で、被災者等世帯の人員や世帯からの希望も勘案して、市営住宅等をあつせんするものとする。

（一時使用できる期間）

第6条 一時使用できる期間は、6か月を限度とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、行政財産使用許可（更新）申請書を市長に提出しなければならない。

（使用料）

第7条 市長は、一時使用を許可するに当たり、当該市営住宅等の使用料は、高知市財産条例第8条第2号に基づき全額減免する。ただし、DV被害、犯罪被害及び地域対応活用においてはこの限りでない。

（敷金の減免）

第8条 市長は、一時使用を許可するに当たり、当該市営住宅等の敷金の納付につき、条例第22条第5項の規定を準用し全額減免する。

（共益費等の費用負担義務）

第9条 被災者等は、一時使用の許可を受けた住宅を使用するに当たり、当該住宅に係る共益費等を負担するものとする。

（条例等の遵守義務）

第10条 被災者等は、一時使用の許可を受けた住宅を使用するに当たり、条例、規則及び許可条件を遵守しなければならない。

（明渡し請求）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可を取り消し、住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 条例及び規則等を遵守しないとき。
- (2) 許可条件を遵守しないとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

（退去時の修繕費用）

第12条 退去時における市営住宅等の修繕費用は免除する。ただし、使用者が故意又は過失により住宅を滅失又は毀損したときは、市の指示に従い原状に回復するか、又はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

（その他）

第13条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正前の高知市営住宅等の目的外使用に関する要領の規定による様式は、改正後の要領の規定による様式にかかわらず、当分の間、なお修正して使用することができる。

附 則

この要領は、令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

(特例)

- 2 この要領は、この要領の施行の日前に施行された高知市営住宅等の目的外使用に関する要領の一部を改正する要領についても適用する。

附 則

この要領は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。